

令和6年度 第6回富里市教育委員会定例会議

日時：令和6年9月24日（火）

午後2時から

場所：本庁舎3階第3会議室

会 議 次 第

- 1 教育長開会宣言
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 教育委員報告
- 5 議案
 - (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
- 6 協議事項
 - (1) 令和7年度に向けた教育費予算に係る意見について（教育総務課）
 - (2) 第3次富里市子ども読書活動推進計画の策定について（図書館）
- 7 報告事項
 - (1) 富里市内中学校部活動の今後の在り方について（学校教育課）
 - (2) 通学路安全推進会議及び通学路合同点検について（学校教育課）
 - (3) （仮称）旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例について（生涯学習課）
 - (4) 指定文化財現状変更許可申請について（生涯学習課）
 - (5) 月例報告
- 8 その他
- 9 教育長閉会宣言

教 育 長 報 告

1 教育長出席行事・会議等

8月28日～9月26日まで

富里市議会定例会

30日 富里市校長会（富里北中学校）

9月 6日 スケアード・ストレイト交通安全教室（富里中学校）

24日 学校訪問（富里中学校・富里第一小学校）

第6回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

（予 定）

10月 4日 富里市教育支援委員会会議（中央公民館4階大会議室）

5日 富里幼稚園運動会（富里幼稚園）

8日 富里市青い麦の子合同学習発表会（中央公民館講堂）

11日 富里市就学区域審議会（中央公民館2階研修室）

14日 2024とみさとスポーツフェスタ（富里社会体育館 他）

16日 中学生議会（本庁舎4階議場）

18日 富里市戦没者追悼式（中央公民館講堂）

19日 「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展表彰式（中央公民館4階大会議室）

22日 学校訪問（浩養小学校・浩養幼稚園）

第7回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

議案第 1 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 4 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則（平成 1 9 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保護者等（以下「保護者等」という。）」を「保護者」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（共済掛金の額等）

第 2 条 法第 1 7 条第 4 項に規定する共済掛金の額は、各年度につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 小学校の児童又は中学校の生徒 1 人当たり年額 5 5 0 円。ただし、保護者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に該当する場合は、1 人当たり年額 2 0 円とする。

(2) 幼稚園の園児 1 人当たり年額 1 7 0 円

2 前項の規定にかかわらず、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 1 7 条第 4 項ただし書の規定により共済掛金を徴収しないものとする。

(1) 要保護者

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

第 3 条中「保護者等」を「保護者」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 1 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

1 改正理由

条文中の徴収額に関する文言や記載方法に分かりにくい表現があったことから、徴収額の内容等をより明確にするため、記載の表現方法、字句等の整理など、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 第 2 条の表を各号に表記を改め、共済掛金の額は 1 人当たりの金額であることを明記します。
- (2) その他記載の表現方法、字句等を整理します。

3 施行期日

令和 6 年 1 0 月 1 日

議案第 1 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前						
(趣旨) 第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定により、市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）に在学する幼児、児童及び生徒の<u>保護者</u>から徴収する災害共済給付契約に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 <u>(共済掛金の額等)</u> 第 2 条 法第17条第4項に規定する共済掛金の額は、各年度につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 小学校の児童又は中学校の生徒 1人当たり年額550円。ただし、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に該当する場合は、1人当たり年額20円とする。 (2) 幼稚園の園児 1人当たり年額170円 2 前項の規定にかかわらず、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第17条第4項ただし書の規定により共済掛金を徴収しないものとする。 (1) 要保護者 (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者 (納入方法及び時期) 第 3 条 学校等の長は、前条第1項に定める徴収額を<u>保護者</u>から徴収し、各年度につき、教育委員会が指定する日までに納入しなければならない。 <u>附 則</u> この規則は、令和6年10月1日から施行する。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定により、市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）に在学する幼児、児童及び生徒の<u>保護者等</u>（以下「保護者等」という。）から徴収する災害共済給付契約に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 <u>(徴収額)</u> 第 2 条 法第17条第4項に規定する共済掛金の額は、各年度につき、次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>徴収額</th></tr><tr><td>小学校及び中学校</td><td>550円</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>170円</td></tr></table> 2 保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める額を免除することができる。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者 (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者 (納入方法及び時期) 第 3 条 学校等の長は、前条第1項に定める徴収額を<u>保護者等</u>から徴収し、各年度につき、教育委員会が指定する日までに納入しなければならない。	区分	徴収額	小学校及び中学校	550円	幼稚園	170円
区分	徴収額						
小学校及び中学校	550円						
幼稚園	170円						

協議事項 1

令和 7 年度に向けた教育費予算に係る意見について

令和 7 年度に向けた教育費予算に係る意見について、協議する。

令和 6 年 9 月 2 4 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

令和 6 年度教育部事業

N O.	主要事業	担当課	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)
1		教育総務課	教育委員会総務事業	教育委員会行政の効率的な運営に係る経費 (教育委員会委員の報酬、教育委員会点検・評価外部有識者報償、教育長交際費、国・県・印旛地区等の協議会負担金、教育総務課・学校教育課の人件費、公用車修繕費、消耗品費など)	210,244
2	主要①	学校教育課	教育指導事業	小・中学校の教育内容や教員の指導力の向上、ＩＣＴを活用した教育の環境整備及び校務のＩＣＴ化推進に係る経費 (学校図書館司書・教育相談員・学校専門指導員等の報酬、学習用タブレット更新委託料、校務支援システム・ソフトウェア使用料、教育用コンピューター賃借料、研究会等の負担金、補助金など)	117,295
3		学校教育課	英語教育推進事業	小・中学校における英語教育の充実に係る経費 (ＪＴＥの報酬、外国人英語講師配置委託料、消耗品費など)	30,109
4		学校教育課	教育センター事業	教育センターの効率的な運営に係る経費 (心理相談員の報酬、消耗品費など)	1,159
5	主要②	学校教育課	個別指導補助員配置事業	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うための経費 (個別指導補助員の報酬など) 【参考】 20人※令和5年度比4人増	46,059
6		学校教育課	小規模特認校講師配置事業	小規模特認校制度による、子に応じたきめ細やかな教育活動推進に係る経費 (小規模特認校講師の報酬など)	4,557
7		教育総務課	小学校一般管理事業	小学校の効率的な管理運営に係る経費 (ガス・水道などの光熱水費、事務用消耗品費、用務員や機械警備の業務委託料、複写機等賃借料など) ※学校教育課が所掌する教育振興に要するものを除く	57,543
8		教育総務課	小学校施設維持管理事業	小学校の維持管理に係る経費 (施設修繕料、消防設備や建築物設備等の保守点検委託料、樹木管理・施設清掃等の委託料、校舎の維持管理や改修の工事費など)	105,095
9		教育総務課	既存不適格事項対応事業	既存不適格事項の改善に係る経費 (既存不適格改修工事費)	1,689

N O.	主要事業	担当課	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)
10		学校教育課	小学校教育振興事業	小学校教育の振興に係る経費 (教師指導用・教材等、県標準学力テスト等の学校活動に係る消耗品費、児童用図書購入費、教材備品購入費、スクールバス運行委託料、デジタル教科書使用料など)	70,058
11		学校教育課	小学校児童援助奨励事業	経済的理由による就学困難児童及び特別支援学級等就学児童への援助に係る経費 (遠距離通学費補助金、要保護児童・特別支援学級等児童等の学用品費や入学準備金等の奨励金など)	20,796
12		学校教育課	小学校 I C T 環境整備事業	G I G A スクール構想実現に係る経費 (学習用端末賃借料)	7,613
13		教育総務課	中学校一般管理事業	小学校一般管理事業に同じ。	27,514
14		教育総務課	中学校施設維持管理事業	小学校施設維持管理事業に同じ。	120,177
15		学校教育課	中学校教育振興事業	小学校教育振興事業にほぼ同じ。	11,616
16		学校教育課	中学校生徒援助奨励事業	小学校児童援助奨励事業にほぼ同じ。	20,777
17		生涯学習課	社会教育総務事業	社会教育の効率的な運営に係る経費 (生涯学習課事務補助職員報酬、審議会委員等報酬、生涯学習課社会教育班・文化資源活用班・図書館職員の人件費、青少年相談員等の報償、各種負担金、各種補助金など)	112,742
18	主要③	生涯学習課	生涯学習事業	生涯を通じた学習環境の充実に係る経費 (家庭教育学級講師・子育て学習会講師・創年セミナー講師等の報償、消耗品費など)	835
19	主要④	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	子どもたちが心豊かで健やかに育まれる地域社会づくりに係る経費 (放課後子ども教室講師等報償、消耗品費など)	1,289
20		生涯学習課	文化財事業	文化財の保存・活用に係る経費 (文化財調査補助員・文化財審議会委員等の報酬、文化財修復作業委託料、文化財収蔵庫浄化槽保守点検委託料、文化財管理システム等の賃借料、各種負担金、補助金、電気・水道などの光熱水費、消耗品費など)	4,603
21		生涯学習課	埋蔵文化財事業	埋蔵文化財の発掘調査に係る経費 (文化財調査補助員の報酬、市内遺跡測量委託料、電子遺跡地図データ保守委託料、遺跡調査用機械の賃借料など)	3,906

N O.	主要事業	担当課	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)
22	主要⑤	生涯学習課	文化振興事業	文化活動推進及び文化意識高揚に係る経費 (文化祭審査員報償、展示協力謝金、県民芸術劇場後援委託料、著作権料、消耗品費、印刷製本費など)	2,569
23	主要⑥	生涯学習課	旧岩崎家末廣別邸保存活用事業	国登録有形文化財「旧岩崎家末廣別邸」の保存、活用に係る経費 (旧岩崎家末廣別邸保存活用整備検討委員報償、消耗品費、機械警備委託料、主屋整備工事費など)	36,085
24		生涯学習課	公民館管理事業	公民館施設・設備の維持管理に係る経費 (ガス・水道などの光熱水費、施設修繕料、施設保守点検・樹木管理・清掃などの委託料、照明器具・施設予約システム・空調機などの賃借料など)	30,910
25		図書館	図書館運営事業	図書館の効率的な運営に係る経費 (図書館事務補助職員報酬、親子読書支援コンシェルジュの報酬、講習会講師謝金、事務機器賃借料、図書館協会負担金、消耗品費など)	11,222
26		図書館	図書館施設管理事業	図書館施設の維持管理に係る経費 (ガス・水道などの光熱水費、施設修繕料、機械警備・樹木管理・施設清掃等の委託料など)	23,689
27		図書館	資料整備事業	図書資料の整備に係る経費 (新規購入図書装備等委託料、図書データ等使用料、図書購入費など)	11,296
28		図書館	ブックスタート事業	幼少期の読書習慣形成及び親子のコミュニケーション促進に係る経費 (消耗品費)	74
29		図書館	図書館電算事業	図書館電算システムに係る経費 (図書館システム保守・パソコンデータ消去作業等の委託料、データセンター・図書館情報システム等の使用料、図書システム・図書館情報システム機器等の賃借料など)	14,224
30	主要⑦	図書館	複合施設化事業	図書館複合施設(情報・芸術・文化の発信拠点)化に係る経費 (市民ギャラリー展示謝金、日本大学芸術学部作品展示委託料、消耗品費印刷製本費など)	380
31		学校教育課	学校各種検診事業	各種検診に係る経費 (学校医等の報酬、学校集団検診委託、消耗品費など)	14,907
32		学校教育課	保健運営事業	学校保健体制充実及び学校環境衛生改善に係る経費 (学校薬剤師の報酬、学校水質検査・学校環境衛生検査の委託料、消耗品費各種負担金など)	6,895

NO.	主要事業	担当課	事業名	事業内容	当初予算額 (千円)
33		生涯学習課	保健体育総務事業	保健体育行政の効率的な運営に係る経費 (スポーツ推進委員報酬、生涯学習課スポーツ振興班職員の人件費、各種大会参加負担金、スポーツ推進委員連合会会費など)	37,931
34	主要⑧	生涯学習課	体育運営事業	市のスポーツイベント・スポーツ教室の開催及び各種団体等によるスポーツ活動支援に係る経費 (スポーツ大会役員報償、スポーツ全国大会等出場者奨励金、学校体育施設開放運営委員会報償、消耗品費、各種負担金、補助金など)	5,286
35		生涯学習課	スイカロードレース大会事業	富里スイカロードレース大会運営への補助に係る経費 (富里スイカロードレース大会実行委員会委員会補助金)	1,000
36		学校教育課	学校安全事業	交通安全、学校安全に係る経費 (防犯ブザー等消耗品費、AED賃借料)	202
37	主要⑨	学校教育課	通学路安全対策事業	通学路の点検、整備に係る経費 (交通安全施設工事費、消耗品費)	13,968
38	主要⑩	生涯学習課	社会体育館管理運営事業	社会体育館の機能維持や安全性確保及び施設利用の利便性向上や業務効率化に係る経費 (ガス・水道などの光熱水費、体育館修繕料、体育館設備保守点検・警備・清掃・窓口受付などの委託料、モップ・施設予約システム・冷風機などの賃借料、改修工事費など)	17,133
39		生涯学習課	運動場管理事業	市営運動場・高野運動広場の機能維持や安全性確保に係る経費 (市営運動場清掃・草刈、設備等点検、水質検査などの委託料、土地・仮設トイレの賃借料など)	3,978
40		学校教育課	給食一般管理事業	給食事務の効率的な運営に係る経費 (学校給食センター運営委員会委員報酬、公用車修繕費、食品検査・給食費口座振替等手数料、機械警備・給食費収納管理システム保守・預金口座振替電算等の委託料、清掃用具・給食費収納管理システム機器等の賃借料など)	3,499
41		学校教育課	給食施設維持管理事業	給食施設の維持管理に係る経費 (建物修繕料、清掃・点検の委託料)	5,787
42	主要⑪	学校教育課	給食事業	安全な給食、食育の推進に係る経費 (ガス・電気・水道などの光熱水費、厨房機器・調理用具の修繕料、賄材料、調理等委託、給食用備品費、消耗品費など)	375,916

主要事業①

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと～

《一般会計》

予算書 事業名	教育指導事業				予算額	117,295 千円		部課等名
政策実行 計画事業	I C Tを活用した教育の環境整備				予算額のうち 政策実行計画 事業分	48,273 千円		教育部
SDGs (17の目標)	4	9						学校教育課

予算書のページ			192			
予算科目			総 合 計 画 の 体 系			
款	9	教育費	政策	6. 教育のまちの景色		
項	1	教育総務費	施策	1. 次代を担う人材を家庭・地域社会と共に育成する学校教育の推進		
目	2	教育指導費				

事業概要等	
【事業概要】 国のG I G Aスクール構想に基づき、公正に個別最適化された学びを進めていくため、市内小中学校におけるI C T支援員によるI C Tを活用した授業の支援を図るとともに、統合型校務支援システムの導入により教職員の校務に係る負担軽減を図り、I C Tを活用した教育の環境整備及び校務のI C T化を推進する。 【事業規模】 ○I C T支援委託料 17,002千円 ○統合型校務支援システム使用料 31,271千円 【事業効果】 I C Tを活用した授業の支援を行うことで、1人1台配備されたタブレット端末を有効に活用することができ、授業の幅の広がりや児童・生徒の学力向上が期待できる。また、統合型校務支援システムの導入による事務作業等の効率化により、教職員の教材作成や授業準備等にかかる時間が確保され、児童・生徒の学習活動をより充実したものにする効果が期待できる。	

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
一般財源		48,273千円	
合 計		48,273千円	

《一般会計》

予算書 事業名	個別指導補助員配置事業				予算額	46,059 千円		部課等名
政策実行 計画事業	児童・生徒への個のニーズ支援				予算額のうち 政策実行計画 事業分	46,059 千円		教育部
SDGs (17の目標)	4	10						学校教育課

予算書のページ			195				
予算科目					総 合 計 画 の 体 系		
款	9	教育費			政策	6. 教育のまちの景色	
項	1	教育総務費			施策	1. 次代を担う人材を家庭・地域社会と共に育成する学校教育の推進	
目	2	教育指導費					

事業概要等

【事業概要】

小・中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、個別指導補助員20人を小・中学校に配置し、対象児童・生徒へ支援の充実を図る。

【事業規模】

○会計年度任用職員報酬

27,917千円

○会計年度任用職員費用弁償

1,352千円

○普通旅費

100千円

○会計年度任用職員手当 期末手当

5,301千円

○会計年度任用職員手当 勤勉手当

4,436千円

○共済費 社会保険料

3,800千円

労災保険料

118千円

雇用保険料

605千円

共済費

2,430千円

【事業効果】

特別支援学級や通常学級に在籍する児童・生徒には、生活面や学習面で個別に支援を必要とする児童・生徒がいる。個別指導補助員を配置し、個のニーズに応じたきめ細やかな指導を行うことで、児童・生徒の多様で柔軟な学びを広げ、一人ひとりの能力や可能性を伸張り、全児童・生徒が安心・安全に学校生活を過ごすことにつながる。

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
雑入	雇用保険料	234千円	
一般財源		45,825千円	
合 計		46,059千円	

主要事業③

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと～

《一般会計》

予算書 事業名	生涯学習事業				予算額	835 千円		部課等名
政策実行 計画事業	青少年の健全育成				予算額のうち 政策実行計画 事業分	797 千円		教育部
SDGs (17の目標)	4	17						生涯学習課

予算書のページ			207			
予算科目			総 合 計 画 の 体 系			
款	9	教育費	政策	6. 教育のまちの景色		
項	5	社会教育費	施策	5. 健全な心と体を育む青少年健全育成		
目	1	社会教育総務費				

事業概要等									
【事業概要】 子どもや若者が心身ともに健やかに成長し自立・活躍できるよう、家庭教育や園児・児童・生徒の保護者を対象とした家庭教育学級の充実を図るとともに、青少年に様々な体験学習をさせる。 【事業規模】 ○生涯学習事業 ・家庭教育学級講師謝金、子育て学習会講師謝金、家庭教育講演会講師謝金 195千円 ・とみっこ大学講師謝金 121千円 ・家庭教育学級消耗品、講演会消耗品 103千円 ・ふるさと富里再発見消耗品 4千円、とみっこ大学消耗品 184千円 ・ふるさと富里再発見食糧費 19千円、とみっこ大学食糧費 33千円 ・家庭教育学級通信運搬費 11千円 ・ふるさと富里再発見保険料 1千円、とみっこ大学保険料 17千円 ・ふるさと富里再発見使用料及び賃借料 109千円 【事業効果】 子育てに関する学習機会と仲間づくりの場となる家庭教育学級を開設することにより、講演会や子育て学習会を開催して、子育てに関する学びの場を提供し、幼稚園・学校・家庭・地域がそれぞれの責任と役割を自覚することで、心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を図ることができる。 また、ふるさと富里再発見やとみっこ大学では、児童に様々な体験ができる場を提供し、郷土を愛する心、興味や気付きを与えられ、心豊かな子どもの育成を図ることができる。									

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金額	(参考) 補助率
雑入	行事等参加者負担金	213千円	
一般財源		584千円	
		合計	797千円

主要事業④

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと～

《一般会計》

予算書 事業名	放課後子ども教室推進事業				予算額	1,289 千円		部課等名
政策実行 計画事業	青少年の健全育成				予算額のうち 政策実行計画 事業分	1,289 千円		教育部
SDGs (17の目標)	4	17						生涯学習課

予算書のページ			207			
予算科目			総 合 計 画 の 体 系			
款	9	教育費	政策	6. 教育のまちの景色		
項	5	社会教育費	施策	5. 健全な心と体を育む青少年健全育成		
目	1	社会教育総務費				

事業概要等	
【事業概要】 児童が放課後子ども教室を通じて様々な学習や体験活動を行い、地域の方々などと触れ合う機会を作ることにより、未来を担う子どもたちを成長させる。 【事業規模】 ○放課後子ども教室推進事業 ・放課後子ども教室講師等報償 1,079千円 ・放課後子ども教室消耗品 105千円 ・放課後子ども教室食糧費 105千円 【事業効果】 放課後子ども教室を市内小学校全校で実施することにより、どの地域でも地域社会が一体となって子どもたちを支援し、学習や体験活動、地域住民との交流の機会の提供によって、地域全体で安全・安心に未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動である地域学校協働活動の推進を図ることができる。	

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
県補助金	放課後子供教室推進事業補助金	570千円	2/3
雑入	行事等参加者負担金	105千円	
一般財源		614千円	
合 計		1,289千円	

主要事業⑤

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のときと～

《一般会計》

予算書 事業名	文化振興事業				予算額	2,569 千円		部課等名
政策実行 計画事業	情報・芸術・文化の発信拠点づくり				予算額のうち 政策実行計画 事業分	2,569 千円		教育部
SDGs (17の目標)	4	5	10					生涯学習課

予算書のページ			210				
予算科目			総 合 計 画 の 体 系				
款	9	教育費	政策	6. 教育のまちの景色			
項	5	社会教育費	施策	2. 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進			
目	1	社会教育総務費					

事業概要等																	
【事業概要】 市民の文化活動の推進及び文化意識の高揚を図る文化祭や、舞台芸術鑑賞機会の充実のため、県民芸術劇場公演を活用した千葉交響楽団による公演を行う。 また、とみらいテラスギャラリーを活用し、質の高い芸術作品を鑑賞する機会の提供を行う。																	
【事業規模】 <table> <tr> <td>○報償費（芸術鑑賞事業展示協力金等）</td><td>374千円</td></tr> <tr> <td>○消耗品費（芸術鑑賞事業等消耗品）</td><td>99千円</td></tr> <tr> <td>○印刷製本費（芸術鑑賞事業チラシ等印刷等）</td><td>289千円</td></tr> <tr> <td>○通信運搬費（芸術鑑賞事業作品運搬）</td><td>1,365千円</td></tr> <tr> <td>○設備手数料</td><td>20千円</td></tr> <tr> <td>○保険料</td><td>80千円</td></tr> <tr> <td>○委託料（県民芸術劇場公演委託料）</td><td>327千円</td></tr> <tr> <td>○著作権料</td><td>15千円</td></tr> </table>		○報償費（芸術鑑賞事業展示協力金等）	374千円	○消耗品費（芸術鑑賞事業等消耗品）	99千円	○印刷製本費（芸術鑑賞事業チラシ等印刷等）	289千円	○通信運搬費（芸術鑑賞事業作品運搬）	1,365千円	○設備手数料	20千円	○保険料	80千円	○委託料（県民芸術劇場公演委託料）	327千円	○著作権料	15千円
○報償費（芸術鑑賞事業展示協力金等）	374千円																
○消耗品費（芸術鑑賞事業等消耗品）	99千円																
○印刷製本費（芸術鑑賞事業チラシ等印刷等）	289千円																
○通信運搬費（芸術鑑賞事業作品運搬）	1,365千円																
○設備手数料	20千円																
○保険料	80千円																
○委託料（県民芸術劇場公演委託料）	327千円																
○著作権料	15千円																
【事業効果】 芸術活動の発表の機会や質の高い芸術作品に触れることで、多彩な感性を磨く機会が増え、市民の生活の充実感が向上する。																	

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
県補助金	県民芸術劇場公演事業補助金	156千円	1/2
雑入	県民芸術劇場公演入場料	450千円	
雑入	芸術文化振興基金助成金	500千円	
一般財源		1,463千円	
		合計	2,569千円

主要事業⑥

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと～

《一般会計》

予算書 事業名	旧岩崎家末廣別邸保存活用事業				予算額	36,085 千円		部課等名
政策実行 計画事業	旧岩崎家末廣別邸の保存活用				予算額のうち 政策実行計画 事業分	36,085 千円		教育部
SDGs (17の目標)	3	4	8	10	11	15	17	生涯学習課

予算書のページ			210				
予算科目			総 合 計 画 の 体 系				
款	9	教育費	政策	5. 自然・生活環境の景色		6. 教育のまちの景色	
項	5	社会教育費	施策	2. 持続可能な循環型社会の形成		3. 文化資源を守り、未来へつなげる取組の推進	
目	1	社会教育総務費					

事業概要等	
【事業概要】 本市の歴史・文化等にふれながら交流できる拠点である「旧岩崎久彌末廣農場別邸公園」内に建つ国登録有形文化財の「旧岩崎家末廣別邸」の歴史的・文化的価値の維持・向上を図るための整備を実施する。 【事業規模】 ○旧岩崎家末廣別邸保存活用整備検討委員報償等 126千円 ○施設管理用消耗品 45千円 ○通信運搬費（警備機器電話回線使用料） 61千円 ○委託料（機械警備委託料等） 756千円 ○A E D等賃借料 152千円 ○主屋整備工事等工事請負費 34,945千円 【事業効果】 令和7年度からの主屋の一般公開に向けて建物の修復及び設備が整い、歴史公園としての機能が向上する。	

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
国庫補助金	文化芸術振興費補助金	16,793千円	1/2
市債	旧岩崎家末廣別邸文化財整備事業債	15,100千円	
一般財源		4,192千円	
合 計		36,085千円	

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと～

予算書 事業名	複合施設化事業				予算額	380 千円		部課等名
政策実行 計画事業	情報・芸術・文化の発信拠点づくり				予算額のうち 政策実行計画 事業分	380 千円		教育部
SDGs (17の目標)	4							図書館

予算書のページ		215		
予算科目			総 合 計 画 の 体 系	
款	9	教育費	政策	6. 教育のまちの景色
項	5	社会教育費	施策	2. 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
目	3	図書館費		

事業概要等		
【事業概要】		
図書館機能（情報）、生涯学習機能（文化・芸術）を融合させた複合施設として、機能強化を図る。		
【事業規模】		
○報償費	市民ギャラリー展示謝金 （ワークショップ開催に伴う講師謝金2回分）	20千円
○需用費	展示用消耗品 （大型プリンターインク6本、ロール紙6本、プリントヘッド）	139千円
○印刷製本費	チラシ印刷代 （告知用ポスター20枚、チラシ1,600枚） デザイン費等	54千円
○委託料	日本大学芸術学部作品展示委託料 （6月・8月開催予定）	150千円
○備品購入費	ギャラリー関係備品購入費 （アクセスカウンター1台）	17千円
【事業効果】		
事業の展開により、情報・文化・芸術の発信拠点としての機能強化を図ることで、新たな学びや活動への動機付けのほか、様々な人々の交流等の促進が図られる。		

16

主要事業⑧

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと～

《一般会計》

予算書 事業名	体育運営事業				予算額	5,286 千円		部課等名
政策実行 計画事業	誰もがスポーツを楽しむ環境づくり				予算額のうち 政策実行計画 事業分	5,286 千円		教育部
SDGs (17の目標)	3	4	5	10				生涯学習課

予算書のページ		218	
予算科目		総合計画の体系	
款	9 教育費	政策	6. 教育のまちの景色
項	6 保健体育費	施策	4. 市民の誰もが生涯にわたりスポーツに参加できる環境づくり
目	1 保健体育総務費		

事業概要等	
【事業概要】 『とみさと元気なまち宣言』実現のため、「スポーツ活動を楽しむこと・運動の習慣化」や「競技力の向上」を目指し、スポーツ活動を通じた健康で活力のあるまちづくりに努める。 【事業規模】 ○スポーツ実施の習慣づくり ・水泳教室及び水泳大会関係 117千円（内訳：看護師報償27千円・講師謝金64千円・費用弁償20千円・看護毛布クリーニング代6千円） ・スポーツ健康フェスタ関係 60千円（内訳：看護師報償17千円・講師謝金25千円・スタッフ昼食代18千円） ・学校体育施設開放関係 5千円（運営委員報償） ・スポーツ出前講座関係 25千円（費用弁償） ○日本大学とのスポーツ連携事業 報償費 100千円 ○競技力の向上 ・郡市民スポーツ大会関係666千円（内訳：役員報償33千円・代表ユニフォーム540千円・消耗品55千円・役員昼食及び飲料代38千円） ・全国大会等出場者奨励費交付 250千円 ○スポーツ団体への負担金、補助金 ・印旛郡市スポーツ協会負担金 636千円 ・市スポーツ少年団補助金 450千円 ・市スポーツ協会運営補助金 2,700千円 ○その他消耗品費・備品購入費 277千円（内訳：消耗品217千円・備品購入費60千円） 【事業効果】 ユニバーサルスポーツを含むニュースポーツの普及や各種スポーツイベントの開催により、スポーツの楽しさや運動の習慣付けを図ることができる。また、トップアスリートによるスポーツ教室や講演会の開催により、競技力や専門知識の向上・競技指導者となり得る人材の育成を図り、スポーツ活動を通じた活力のある元気なまちづくりに寄与する。	

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
雑入	千葉県スポーツ振興基金助成金	59千円	
一般財源		5,227千円	
合 計		5,286千円	

主要事業⑨

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと～

《一般会計》

予算書 事業名	通学路安全対策事業				予算額	13,968 千円		部課等名
政策実行 計画事業	通学路の安全対策				予算額のうち 政策実行計画 事業分	13,968 千円		教育部
SDGs (17の目標)	3	11	17					学校教育課

予算書のページ			219				
予算科目					総 合 計 画 の 体 系		
款	9	教育費			政策	3. 安心・安全なまちの景色	
項	6	保健体育費			施策	3. 安心できる地域社会のための防犯・交通安全・消費者行政の充実	
目	1	保健体育総務費					

事 業 概 要 等									
【事業概要】 「富里市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会、学校関係者、道路管理者、成田警察署等の関係機関で構成される「富里市通学路安全推進会議」で安全対策を検討し、関係機関合同による通学路の点検を実施した上で、児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の整備を行う。 【事業規模】 ○通学路安全対策消耗品 40千円 注意喚起等看板 ○交通安全施設工事 13,928千円 国庫補助対象工事 外側線補修4路線、グリーンベルト設置4路線、「通学路」路面標示3か所 国庫補助対象外工事 外側線新設1路線、グリーンベルト設置1路線 【事業効果】 外側線補修、グリーンベルトや路面標示の設置、注意喚起看板の設置により、通学路であることをドライバーに視認させ、児童・生徒の交通事故防止を図る。									

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
国庫補助金	道路交通安全施設等整備事業費補助金	6,798千円	55/100
一般財源		7,170千円	
		合計	13,968千円

《一般会計》

予算書 事業名	社会体育館管理運営事業				予算額	17,133 千円		部課等名
政策実行 計画事業	誰もがスポーツを楽しむ環境づくり				予算額のうち 政策実行計画 事業分	4,596 千円		教育部
SDGs (17の目標)	3	7	11	12	13			生涯学習課

予算書のページ			219			
予算科目				総 合 計 画 の 体 系		
款	9	教育費		政策	6. 教育のまちの景色	
項	6	保健体育費		施策	4. 市民の誰もが生涯にわたりスポーツに参加できる環境づくり	
目	2	体育施設費				

事 業 概 要 等									
【事業概要】 『とみさと元気なまち宣言』実現のため、社会体育館設備の充実により利用者の安全確保や利用環境の改善を行い、市民一人ひとりがスポーツ活動を通じた健康増進や体力向上が図れるよう努める。 ○社会体育館冷風機賃借 空調設備導入までの間、夏期の熱中症対策として冷風機リースを行う。 ○社会体育館トイレ改修 2階アリーナの現在の利用状況から、2階トイレのおおむね半数の洋式化を図る。 【事業規模】 ○社会体育館冷風機賃借料 1,901千円 ○社会体育館トイレ改修工事 2,695千円 【事業効果】 社会体育館設備の充実により利用者の安全確保や利用環境の改善を行い、スポーツ活動を通じた健康増進や体力向上を図ることができる。									

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
基金繰入金	ふるさと応援基金繰入金	2,000千円	
一般財源		2,596千円	
		合計	4,596千円

主要事業⑪

～心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと～

《一般会計》

予算書 事業名	給食事業				予算額	375,916 千円		部課等名
政策実行 計画事業	学校給食費無償化の拡充				予算額のうち 政策実行計画 事業分	84,850 千円		教育部
SDGs (17の目標)	1	2	3					学校教育課

予算書のページ			222				
予算科目					総 合 計 画 の 体 系		
款	9	教育費	政策	1. 福祉のまちの景色			
項	6	保健体育費	施策	2. 子どもが健やかに育ち、安心して子育てできる支援体制の充実			
目	3	学校給食費					

事 業 概 要 等									
【事業概要】 現在本市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子を3人以上扶養している保護者が一定の要件を満たしている場合に、市立小・中学校に通う第3子以降の学校給食費について、千葉県と連携して無償化を実施している。 令和6年度の学校給食費では、これまでの第3子以降の無償化とともに、小学校よりも経済的負担が大きくなる中学校（3年間）について、本市独自の無償化を拡充する。 【事業規模】 ○学校給食費無償化対象事業費 84,850千円 ①中学校の無償化対象 1,117名×11か月×5,350円＝65,735,450円 ②小学校の第3子以降無償化対象 387名×11か月×4,490円＝19,113,930円 ①＋②＝84,849,380円 【事業効果】 学校給食費の無償化について、これまでの第3子以降とともに中学校で実施していくことにより、小学校から中学校へと通っていく中で、全ての子育て家庭への恩恵につながる。									

政策実行計画事業【財源内訳】			
区 分	名 称 等	金 額	(参考) 補助率
県補助金	学校給食費無償化事業補助金	9,556千円	1/2
基金繰入金	ふるさと応援基金繰入金	7,300千円	
一般財源		67,994千円	
		合計	84,850千円

協議事項 2

第 3 次富里市子ども読書活動推進計画の策定について

第 3 次富里市子ども読書活動推進計画の策定について、協議する。

令和 6 年 9 月 2 4 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

(案)

第3次富里市子ども読書活動推進計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版



◆ 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることに繋がります。

本市では、2018（平成30）年度に「第2次富里市子ども読書活動推進計画（以下「第2次推進計画」という。）」を策定し、家庭、学校、図書館等で相互に連携を図り、すべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう努めてまいりました。

しかしながら、GIGAスクール構想や読書バリアフリーの推進といった、子どもの教育環境及び読書環境は、市第2次計画策定時より大きく変化しています。

そこで、第2次推進計画による取組の成果と課題を整理し、子どもを取り巻く環境の変化、国及び県の動向を踏まえ、今後の取組内容を定める「第3次富里市子ども読書活動推進計画」を策定することといたしました。

市教育委員会では、本計画に基づき、幼少期からの読書意欲の向上、読書にふれあう機会の提供、読書週間の定着を推進してまいります。

令和 年 月
富里市教育委員会

第3次富里市子ども読書活動推進計画の概要

1. 基本理念

すべての子どもたちに、読書を通じて、自ら学び「生きる力」を育む

変化する社会・新たな社会を生き抜くために、年齢、性別、障害の有無等に関わらず自分らしく輝くための学びや知識を得る力を、子どもの頃からの読書習慣の確立により育みます。

2. 基本方針

◆ 子どもが読書に親しむ機会の充実

すべての子どもが、家庭、地域、学校等で読書に親しむきっかけとなる機会を提供し、「家読（うちどく）」や読書習慣の定着を図ります。

◆ 子どもの読書環境の整備・充実

すべての子どもが、気軽に多様な本を手にとれる読書環境づくりを推進します。

◆ 子どもの読書活動に関する連携体制の構築

家庭、地域、学校で連携し、子どもの読書活動に対する意義を共有し、社会全体で考え支える体制を構築します。

3. 子どもの読書活動に係る目標数値

基本方針	具体的な取組	現状 (R5)	目標 (R11)
子どもが読書に親しむ機会の充実	(1) ブックスタート事業の実施 (参加組数及び参加率)	267組 95.4%	300組 97.0%
	(2) おはなし会の開催 (参加者数)	182人	220人
	(3) ブックトリップ～本の旅～の実施 (小・中学生の達成率)	47.1%	50.0%
	(4) 「としょかんたんけんたい」の実施 (参加者数)	40人	50人
子どもの読書環境の整備・充実	(1) 児童向け、青少年向け資料整備 (貸出冊数、貸出者数)	35,777冊 10,258人	39,000冊 11,000人
	(2) 団体貸出の充実 (貸出冊数)	6,809冊	7,500冊
	(3) 親子読書支援コンシェルジュ配置による事業展開 (参加者数)	965人	1,050人
	(4) 図書資料の展示、ブックリストの配付 (ブックリストの配布数)	4,171部	4,200部
子どもの読書活動に関する連携体制の構築	(1) 学校訪問の実施 (訪問学級数)	1年生の 全学級を訪問	1年生の 全学級を訪問
	(2) 県立富里特別支援学校との連携事業実施 (参加者数)	R5未実施	20人
	(3) とみさとふれあい講座の実施 (参加人数)	0人	20人
	(4) 学校司書との連絡調整会議開催 (開催回数)	毎月開催	毎月開催

本計画の達成状況等を確認するに当たり、目標とする数値等を定めました。

本計画の計画期間を令和7年度から5年間とし、令和11年度までの目標数値の達成を目指すこととします。

(案)

第3次富里市子ども読書活動推進計画

(令和7年度～令和11年度)



令和 年 月
富里市教育委員会

目 次

第1章 計画策定に当たって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
第2章 第2次富里市子ども読書活動推進計画の成果と課題	5
1 事業実施状況	5
2 第2次推進計画の課題	1
3	
第3章 子どもを取り巻く読書環境の変化	14
1 子どもの読書環境に係る関係法令等について	14
2 国及び千葉県の子どもの読書活動推進に関する計画について	15
第4章 基本理念及び基本方針	16
1 基本理念	16
2 基本方針	16
3 子どもの読書活動に係る目標数値	17
第5章 具体的な取組	18
1 子どもが読書に親しむ機会の充実	18
2 子どもの読書環境の充実	19
3 子どもの読書活動に関する連携体制の構築	20

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることに繋がります。

また、この時期に身につけた読書習慣は、グローバル化が進展していく社会において、物事を多様な視点で捉え、自ら学び、考えるといった生きる力を身につけることができるように寄与するものです。

本市では、2018（平成30）年度に「第2次富里市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次推進計画」という。）を策定し、家庭、学校、図書館等で相互に連携を図り、子どもたちの読書意欲を喚起し、全ての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう努めてまいりました。

しかしながら、第5次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）」といった国、県における計画が策定される中、GIGAスクール構想や読書バリアフリーの推進といった、子どもの教育環境及び読書環境は、第2次推進計画策定時より大きく変化しています。

そこで、第2次推進計画による取組による成果と課題を整理し、子どもを取り巻く環境の変化や、国及び県の動向を踏まえ、今後の取組内容を定める「第3次富里市子ども読書活動推進計画」を策定することといたしました。

市教育委員会では、本計画に基づき、幼少期からの読書意欲の向上、読書にふれあう 機会の提供、読書週間の定着を推進してまいります。

◆子どもの読書活動推進の目的

（子どもの読書活動の推進に関する法律、平成13年法律第154号）

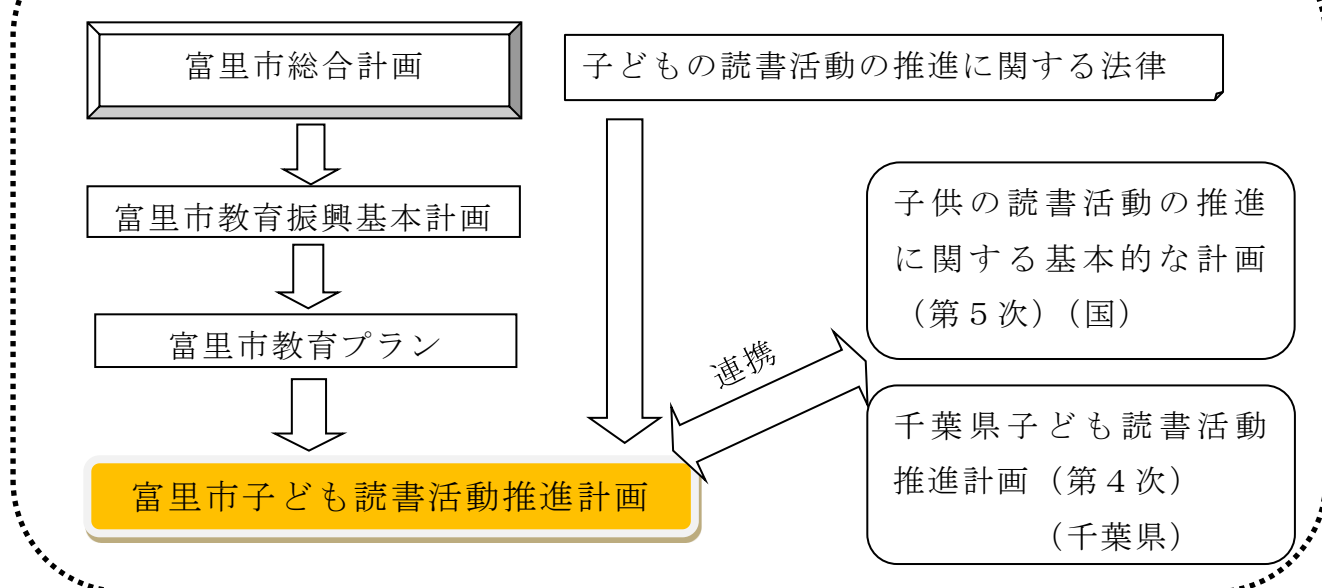
第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に際し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

2 計画の位置付け

計画は、「富里市総合計画」をはじめ、「富里市教育振興基本計画」、「とみさと教育プラン」といった上位計画、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や各種関連計画との整合性に基づく計画とします。

また、本市がグローバル社会の中で大きく飛躍することを目指していることから、SDGsの達成に向けた取組を重視し、子どもの読書活動を通じて、SDGsにて掲げる目標を達成するための、効果的な計画であることとします。

◆関連計画との関係イメージ図



（参考）SDGsとは

SDGsは、平成27年（2015年）9月の国連サミットにて、全会一致で採択されました。

持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年を年限とする17のゴール（目標）、169のターゲット、232の指標が定められています。開発途上国だけでなく先進国自身も取り組むべき目標であり、国も積極的に取り組んでいます。

SDGsは、世界共通の目指すべき姿に向けて各国で取り組まれているグローバルな考え方ですが、自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は、中長期を見通した持続可能なまちづくりや地域活性化など、地方創生の政策と道筋を一つにするものです。

SDGsの考え方を取り入れることで、地域課題解決の加速化や、政策全体の最適化といった相乗効果が生まれ、地方創生の取組がより一層充実・深化することが期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

（富里市総合計画より抜粋）



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
 なお、関連する上位計画等の期間については、下表のとおりです。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
総合計画	基本構想										
教育振興 基本計画	教育振興基本計画（第 2 期計画）										
						教育振興基本計画（第 3 期計画）					
教 育 プ ラ ン											
子 ど も 読書活動 推進計画	第 2 次計画										
			策定								
				第 3 次計画							
									策定		
									第 4 次 計画		

第2章 第2次富里市子ども読書活動推進計画の成果と課題

1 事業実施状況

第2次推進計画期間（令和元年から令和5年度）における事業の実施による成果については次のとおりです。

表中に示した目標値は第2次推進計画策定時に設定した目標数値となります。

表中にある目標達成率は、 $\text{目標値} \div \text{実績} = \text{達成率}(\%)$ で算出（ただし、小数点第一位以下は切捨て）し、掲載しています。

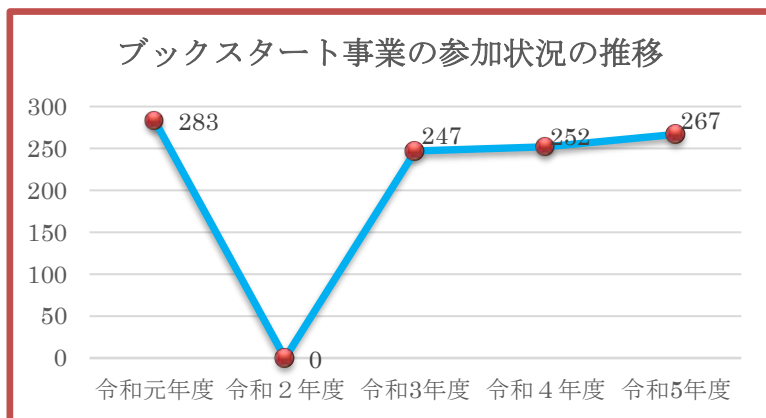
ただし第2次推進計画に盛り込まれているものの、数値目標の設定がない取組や新規の取組については、達成率の算出は行わず、取組の成果のみを記載しています。

（1）家庭における子どもの読書活動の推進

① ブックスタート事業の実施

健康推進課・子育て支援課・市民課、図書館ボランティア「もりのなか」と連携し、4か月児健康診査の際に絵本の読み聞かせと絵本やブックリスト等が入ったブックスタートパックの配布を行い、親子のふれあいの大切さや、子どもが絵本と出会うきっかけの場を作る事業を実施しました。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加組数（実績）	283 組	—	247 組	252 組	267 組
目標値	385 組	385 組	385 組	385 組	385 組
達成率	73.5%	0%	64.1%	65.4%	69.3%



（一の欄はコロナ禍による未実施）

参加状況の推移を見ると、ブックスタート事業規模は、令和5年度時点で、ほぼ、コロナ禍前の水準に、戻っていることが伺えます。

② とみさとふれあい講座の実施

子どもの本の選び方、読み聞かせのノウハウ（大人対象）、おはなし会の体験といった内容で、市民からの要望を受けて、事業を行いました。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加人数 (実績)	23 人	—	21 人	—	—
目標値	250 人	250 人	250 人	250 人	250 人
達成率	9.2%	0%	8.4%	0%	0%

（令和 2 年度はコロナ禍による事業中止、令和 4 ・ 5 年度は申込みなし）

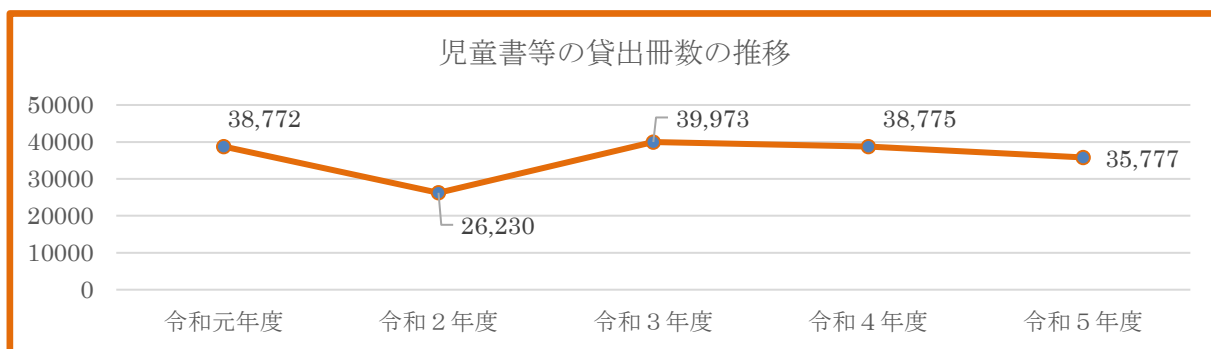
（2）市立図書館における子どもの読書活動の推進

① 児童向け、青少年向けの資料整備

市立図書館で幼少期や中高生の読書に適した資料の選定及び収集を進めると共に、地域に伝わる民話を素材にした大型紙芝居の貸出事業、同紙芝居のユーチューブ動画の作成といった、市民の多様なニーズに配慮した環境整備を進めました。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童書貸出冊数 (実績)	38,772 冊	26,230 冊	39,973 冊	38,775 冊	35,777 冊
目標値	45,000 冊	45,000 冊	45,000 冊	45,000 冊	45,000 冊
達成率	86.1%	58.2%	88.8%	86.3%	79.5%

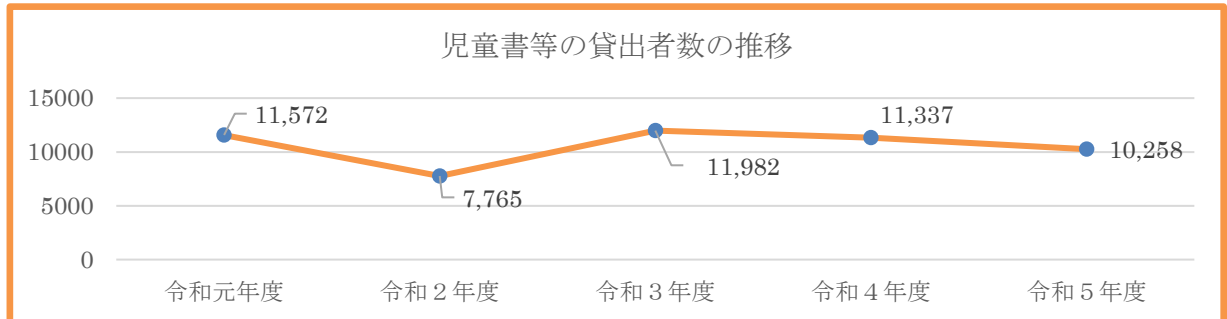
（上記冊数は、年度別に、児童書、紙芝居、青少年向け図書の貸出冊数の計）



貸出冊数の推移を見ると、令和 3 年度にコロナ禍前の水準に戻った後、やや減少傾向にあることが分かります。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童書貸出者数 (実績)	11,572 人	7,765 人	11,982 人	11,337 人	10,258 人

(上記人数は、前記の児童書について年度別に貸出を受けた利用者数の計)



第 2 次推進計画においては指標としていませんが、参考として、貸出者数の推移についても調査を行ったところ、前記の貸出冊数と同様に推移していることが分かりました。

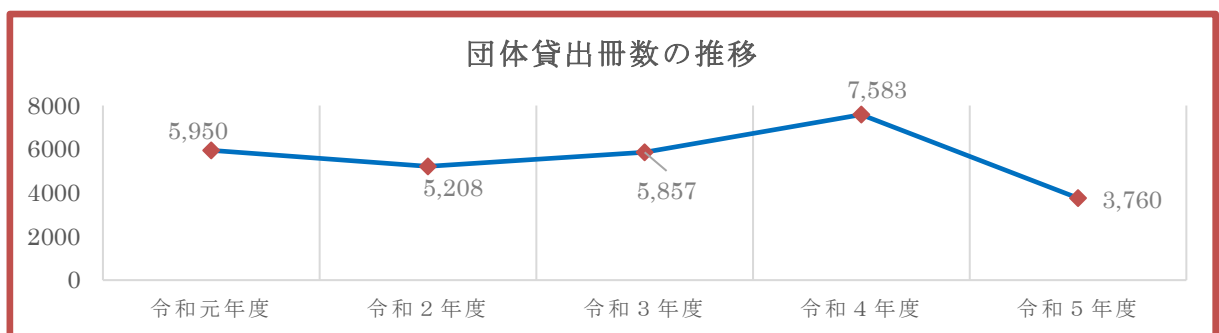
貸出冊数、貸出者数の向上のためには、幅広い資料収集を行い、子どもたちのニーズに応えていくことが求められます。

② 団体貸出の充実

幼稚園、子ども園、小学校、中学校に対する定期便の他、令和 4 年度からは、小中学校の要望に応じ「図書館資料活用便」、学童クラブに対しても「学童便」といった事業拡大を進め、読書活動の推進に努めました。

令和 5 年度は、調べ学習用の資料貸出が減ったことにより、貸出冊数が減少したことから、改めて学校側のニーズを把握する必要があります。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
貸出冊数 (実績)	5,950 冊	5,208 冊	5,857 冊	7,583 冊	3,760 冊
目標値	4,750 冊	4,750 冊	4,750 冊	4,750 冊	4,750 冊
達成率	125.2%	109.6%	123.3%	159.6%	79.1%



③ 親子読書支援コンシェルジュの配置

小さいお子様のいる子育て世帯での親子間の読書推進を目的に、専門の職員を配置しました。

また、コンシェルジュの配置と併せて、従前より行っていた「親子おはなし会」に加えて、新しい取り組みとして、「親子あそび」「みんなで遊ぼう」といった親子で参加できるイベントを毎月開催し、幼年期より本に触れる機会を提供しました。

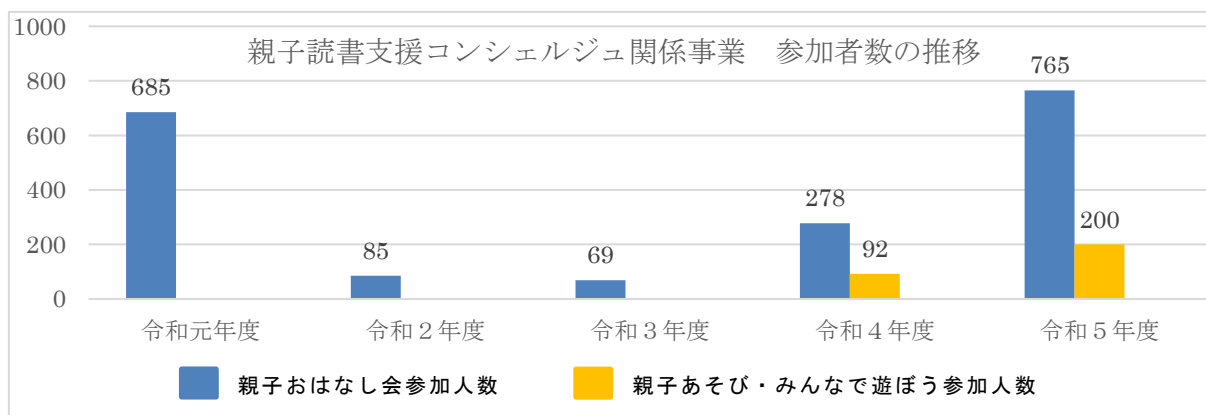
親子おはなし会については図書館ボランティア「もりのなか」の協力を得て行っており、行政と地域で連携した事業展開をしています。

なお、第2次推進計画策定時にブックスタートフォローアップ事業としていた親子おはなし会は、令和4年度以降、コンシェルジュが実施しています。



年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子おはなし会人数 (実績)	685 人	85 人	69 人	278 人	765 人
目標値	816 人	816 人	816 人	816 人	816 人
達成率	83.9%	10.4%	8.4%	34%	93.7%
親子あそび・ みんなで遊ぼう 人数	—	—	—	92 人	200 人
合計	685 人	85 人	69 人	370 人	965 人

(親子あそび、みんなで遊ぼうは令和4年度からの新規事業)



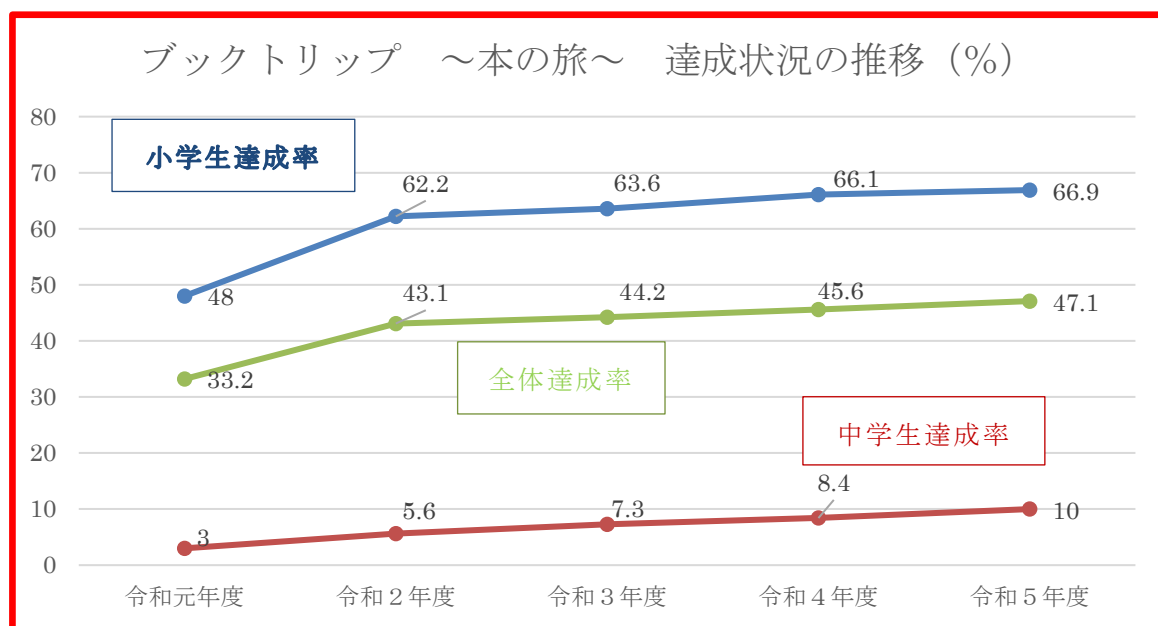
④ ブックトリップ ～本の旅～の実施

市内全ての小中学校と連携し、図書館と学校司書の各学年向けのおすすめの本を掲載したオリジナルのブックリスト「本はともだち」を発行し、市内全ての児童及び生徒に配付しました。

また、「本はともだち」を活用したスタンプラリー形式の読書推進事業で、「ブックトリップ ～本の旅～」を実施し、スタンプラリー達成者には表彰状を贈るなど、子どもの読書に対する意欲向上を図りました。

なお、下表の達成率については、第2次推進計画時の目標値が、児童及び生徒全体の達成率に対して掲げられていることを受けて算出しています。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生達成率	48.0%	62.2%	63.6%	66.1%	66.9%
中学生達成率	3.0%	5.6%	7.3%	8.4%	10.0%
全体達成率(実績)	33.2%	43.1%	44.2%	45.6%	47.1%
目標値	32.0%	32.0%	32.0%	32.0%	32.0%
達成率	103.7%	134.6%	138.1%	142.5%	147.1%



達成状況の推移を見ると、小学生、中学生を問わず、達成率は毎年向上しています。

また、小学生は中学生と比較すると、読書に親しむ状況があるように見受けられますが、逆に中学生は、読書の時間が取れず読書離れが生じている傾向が見受けられます。

⑤ おはなし会の開催

定例のおはなし会として、隔週土曜日午後２時から「４歳以上の子ども」を対象に、職員が絵本の読み聞かせ、むかしばなしの語り等を行っています。

「子ども読書の日」記念おはなし会の開催、ボランティアの協力を得て、協働で「なつ・ふゆ・はるのおはなし会」等を開催し、子どもが絵本等の多様な図書に親しむ機会の提供に努めました。

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
おはなし会	169 人	79 人	94 人	170 人	99 人
「子ども読書の日」 記念おはなし会	3 人	—	—	5 人	6 人
なつのおはなし会	26 人	—	15 人	26 人	33 人
ふゆのおはなし会	18 人	—	26 人	41 人	29 人
はるのおはなし会	—	—	16 人	16 人	15 人
図書館見学时 おはなし会	38 人	19 人	—	16 人	—
合 計（実績）	254 人	98 人	151 人	274 人	182 人
目 標 値	312 人	312 人	312 人	312 人	312 人
達成率	81.4%	31.4%	48.3%	87.8%	58.3%

（一の欄はコロナ禍による未実施）



⑥ 「としょかんたんけん隊」の実施

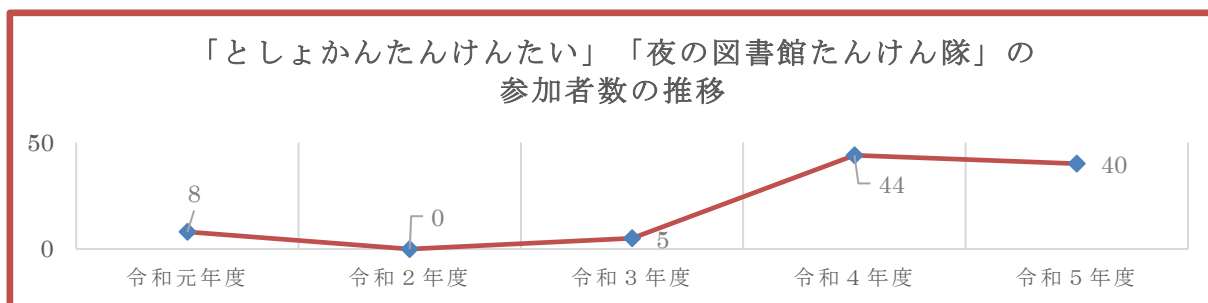
小学生を対象として、夏休み期間中に普段見られない市立図書館の書庫等の施設を見学しながら図書館に関するクイズを解くバックヤードツアーを行い、子どもたちが楽しみながら図書館について学ぶ事業を実施しました。

令和4年度には開催回数を増やし、令和5年度には新たに「夜のとしょかんたんけん隊」と題し、親子でのバックヤードツアー、富里市在住の画家 不二本蒼生氏の協力による怖い絵の絵画展、怖いストーリーのおはなし会を開催し、子どもだけでなく保護者も一緒に学べる事業を展開しました。



年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（実績）	8 人	—	5 人	44 人	40 人
目標値	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
達成率	80%	0%	50%	440%	400%

（一の欄はコロナ禍による未実施）



令和3年度まで年1回の開催であったところを、令和4年度から年4回の開催としたことで、より多くの子どもたちに、図書館について知ってもらうことができている傾向が見られます。

⑦ 学校訪問の実施

各小学校の1年生を対象に、図書館職員が学校司書と共に、各クラスを訪問し、本の選び方、図書館の利用の仕方、絵本の読み聞かせ等を通して読書の大切さや楽しさを伝え、読書活動の推進を図りました。



年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問学級数	13 学級	—	—	12 学級	13 学級
訪問児童・生徒数 (実績)	358 人	—	—	306 人	327 人
目標値	360 人	360 人	360 人	360 人	360 人
達成率	99.4%	0%	0%	85%	90.8%

(一の欄はコロナ禍による未実施)

⑧ 図書資料の展示、ブックリストの配付

子どもたちの多様な読書のきっかけとなるように、時期や季節に合わせたテーマ展示や、市民ギャラリーでの催しと合わせてミニ展示等を行いました。

また、幼児から中学生向けに「おすすめ図書100さつ」を選定し、子どもたちの読書活動の質的向上を図りました。

なお、市内小・中学校の1年生に配付したブックリストも「おすすめ図書100さつ」をベースに作成し、各事業の関連性を高めるよう配慮しました。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配付数	4,402 部	4,178 部	4,335 部	4,205 部	4,171 部

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

児童生徒の「朝読(あさどく)」による読書習慣の推進を継続して行いました。

学校図書館司書、学校教育課職員、図書館職員との連絡調整会議を毎月開催し、情報交換、意識共有及び職員等の資質向上を図りました。

2 第2次推進計画の課題

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

ブックスタート事業については、健康推進課が実施している乳児4～5か月健康診査時に実施していますが、当該事業のフォローアップ事業である、セカンドブック事業（おおむね、3歳から就学前）については、現在実施できていない状況です。

不読率の低下、読書習慣定着を図る上でも、セカンドブック事業の実施が求められます。

また、とみさとふれあい講座についても、近年申込みが無く開催できてない状況にあるため、今後は、開催ができるように努めていく必要があります。

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

第2次推進計画期間は、コロナ禍の時期と重なり、おはなし会の中止等、結果として、子どもが本と出会う機会が減少しました。

子どもが読書に親しむ機会の拡充を図るのはもちろん、図書館に来た際に、多様な本の中から、自分が読みたいものを自由に選ぶことができるように読書環境を整備する必要があります。

親子読書支援コンシェルジュの活用についても、現在行っている事業の見直しに加えて、子育て世帯からのニーズを見極めながら読書活動の支援に努めます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

市内全ての小・中学校で「朝読（あさどく）」による読書活動を実施していますが、学年が上がるにつれて、家庭での読書に親しむ時間が減少する傾向が見られます。

家庭及び図書館と連携を取り、「家読（うちどく）」による読書習慣の定着を図り、児童・生徒の国語力等の学力を養う役割が求められます。

第3章 子どもを取り巻く読書環境の変化

1 子ども読書環境に係る関係法令等について

第2次推進計画後に整備された、国や県の主な関係法令等は、次のとおりです。

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号、以下、読書バリアフリー法という。）は、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、制定されました。

(2) デジタル田園都市国家総合戦略の策定

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）にて、図書館等の社会教育施設が地域の教育力向上に向けて、ICT等の新しい技術を活用し、関係機関等と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

(3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年度から令和8年度を対象期間とし、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとなりました。

2 国及び千葉県の子どもの読書活動の推進に関する計画について

(1) 第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定

令和5年3月に策定された、「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、以下の点を考慮し、社会全体で全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるように推進していくこととしています。

その上で、子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域（図書館）、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要があるとしています。

また、「家読（うちどく）」の推進、アクセシブルな書籍（例：点字資料）及び電子書籍等の整備、子どもの視点を取り入れた資料・環境整備や学校図書館の運営といったものが推進方策の具体例として挙げられています。

(2) 千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）の策定

令和2年2月に策定された、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）」では、基本理念を「すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』の推進～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書活動の推進～」とし、基本方針を下記のとおり決めました。

- ・ 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進
- ・ 読書環境の整備と連携体制の構築

1つ目の「社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進」では、読書習慣を形成するために、乳幼児期から発達段階に応じたアプローチが必要であるとしています。

なお、ブックスタート事業の実施率が第3次計画時において実施率100%に達したことを受けて、フォローアップ事業となるセカンドブック事業の積極的に推進することとしています。

2つ目の「読書環境の整備と連携体制の構築」では、子どもの読書環境を整備するに当たり、家庭・学校・図書館等が連携を図り、かつ地域の実情を十分に把握した上で施策や取組を示し、読書活動推進体制を構築することとしています。

具体的には、家族間での読み聞かせ、読書バリアフリーの推進等の環境整備の必要性を示しています。

第4章 基本理念及び基本方針

第3次推進計画では、第2次推進計画時の方向性を継承しつつ、過年度事業の実施状況と課題を整理した上で、「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）」に示された理念及び基本方針に基づき、次により定めることとします。

1 基本理念

すべての子どもたちに、読書を通じて、自ら学び「生きる力」を育む

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにします。

変化する社会・新たな社会を生き抜くために、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず自分らしく輝くための学びや知識を得る力を、子どもの頃からの読書習慣の確立により育みます。

2 基本方針

◆ 子どもが読書に親しむ機会の充実

すべての子どもが、家庭、地域、学校等で読書に親しむきっかけとなる機会を提供し、「家読（うちどく）」や読書習慣の定着を図ります。

◆ 子どもの読書環境の整備・充実

すべての子どもが、気軽に多様な本を手にとれる読書環境づくりを推進します。

◆ 子どもの読書活動に関する連携体制の構築

家庭、地域、学校で連携し、子どもの読書活動に対する意義を共有し、社会全体で考え支える体制を構築します。

3 子どもの読書活動に係る目標数値

本計画の達成状況等を確認するに当たり、目標とする数値等を定めました。
本計画の計画期間を令和7年度から5年間とし、令和11年度までの目標数値の達成を目指すこととします。

基本方針	具体的な取組（詳細は、第5章参照）	現状 (R5)	目標 (R11)
子どもが読書に親しむ機会の充実	(1) ブックスタート事業の実施 (参加組数及び参加率)	267組 95.4%	300組 97.0%
	(2) おはなし会の開催 (参加者数)	182人	220人
	(3) ブックトリップ ～本の旅～の実施 (小・中学生全体の達成率)	47.1%	50.0%
	(4) 「としょかんたんけん隊」の実施 (参加者数)	40人	50人
子どもの読書環境の整備・充実	(1) 児童向け、青少年向けの資料整備 (貸出冊数、貸出者数)	35,777冊 10,258人	39,000冊 11,000人
	(2) 団体貸出の充実 (貸出冊数)	3,760冊	6,000冊
	(3) 親子読書支援コンシェルジュ配置による事業展開 (参加者数)	965人	1,050人
	(4) 図書資料の展示、ブックリストの配付 (ブックリストの配布数)	4,171部	4,200部
子どもの読書活動に関する連携体制の構築	(1) 学校訪問の実施 (訪問学級数)	1年生の 全学級を訪問	1年生の 全学級を訪問
	(2) 県立富里特別支援学校との連携事業実施 (参加者数)	R5未実施	20人
	(3) とみさとふれあい講座の実施 (参加者数)	0人	20人
	(4) 学校司書等との連絡調整会議開催 (開催回数)	毎月開催	毎月開催

第5章 具体的な取組

1 子どもが読書に親しむ機会の充実

全ての子どもが、家庭、学校、図書館等で読書に親しむきっかけとなる機会を提供し、「家読（うちどく）」の推奨、読書習慣の定着等を推進することを目的に、下記の事業を実施します。

（1）ブックスタート事業の実施

ブックスタート事業は、図書館司書や保健師などから、保護者に子どもと一緒に、絵本を読むことの楽しさを伝える家庭教育支援の事業として、重要な取組です。

また、3歳から小学校入学前の子どもを対象とした、セカンドブック事業はブックスタート事業のフォローアップ事業であり、読書への関心を高め、読書習慣の定着を図る取組であることから、取組を進めてまいります。

（2）おはなし会の開催

おはなし会は、子どもに本に対する興味を育て、読書習慣の素地を作ることでできる事業です。

図書館利用のきっかけとなる事業であることから、開催回数の増やすなど、拡充を図りつつ事業展開を図ります。

（3）ブックトリップ ～本の旅～の実施

ブックトリップは、子どもたちが楽しみながら本に親しみ、かつ継続的な読書活動を支援することを目的に、市内小・中学校に在学している児童及び生徒を対象に行う事業です。

達成率については毎年上昇傾向にあることから、継続して子どもたちの読書活動の支援を進めてまいります。

（4）「としょかんたんけん隊」の実施

「としょかんたんけん隊」は、バックヤードツアーを通じて、参加した子どもたちに図書館に対する理解と親しみを深め、読書へのきっかけにしてもらう事業です。

令和5年度から始めた、「夜の図書館たんけん隊」と併せ、子どもたちの図書館利用のきっかけになるよう取り組んでまいります。

2 子どもの読書環境の充実

全ての子どもが、気軽に多様な本を手にとれる読書環境づくりを推進し、子どもがより多くの本と出会い、読書体験を広げることが適うように、次の事業に取り組んでまいります。

(1) 児童向け、青少年向けの資料整備

性別や国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもに読書体験による恩恵が受けられるよう、多様な資料の収集に努めます。

外国語表記の本や点字資料、LLブック（スウェーデン語の「LättLäst」（英語ではeasy to read）の略。誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた本）、電子書籍等の資料を含めた、幅広い資料収集により、読書環境の整備を図ります。

(2) 団体貸出の充実

市内公立小・中学校等での読書活動支援を目的に、長期間まとまった冊数の資料の貸出を行います。

令和4年度から開始した「図書館資料活用便」等、対象機関のニーズに合わせた貸出に引き続き努めてまいります。

(3) 親子読書支援コンシェルジュ配置による事業展開

令和5年度までは、親子読書支援コンシェルジュ配置を平日及び祝日のみとしていたところを、土日を含めた配置に変更することで、子育て世帯の利用を促進します。

また、コンシェルジュと協働で、親子で参加できる事業の拡大を進めることで、読書環境の充実を図ります。

(4) 図書資料の展示、ブックリストの配付

資料展示は、本の展示を通して、子どもたちが自分では書架から取り出すことのない様々なテーマの本と出会いを目的に行っています。

ブックリストについては、長年読み継がれてきた物語を中心に、子どもたちにおすすめの本をリスト化し、配付しています。

全ての子どもたちが多様な読書体験による恩恵を受けることができるよう、今後も努めてまいります。

3 子どもの読書活動に関する連携体制の構築

子どもの読書活動を推進するに当たっては、保護者の存在が大きく影響します。

保護者が読書の大切さを理解できるように、家庭、学校、図書館等で連携し、子どもの読書活動を支える体制を構築するに当たり、下記の事業を実施します。

(1) 学校訪問の実施

市内小学校の協力をいただき、学校図書館司書と図書館職員が、1年生を対象に、図書館の利用案内の説明と、おはなし会を実施しています。

子どもたちが図書館を身近に感じられるように、利用を促し、読書活動の充実を図ります。

(2) 県立富里特別支援学校との連携事業実施

読書バリアフリーの推進を目的に、県立富里特別支援学校と連携し、図書館見学会の実施や学校訪問を行い、読書活動に親しむ機会を設けるよう努めてまいります。

(3) とみさとふれあい講座の実施

保護者等を対象に、子どもの本の選び方や読み聞かせについて、学ぶ機会をすることで、家庭における読書活動の支援を行います。

家庭の中で、親子で一緒に本を楽しむ時間を作れるよう、啓発に努めてまいります。

(4) 学校司書等との連絡調整会議開催

図書館と市内小・中学校の連携体制を構築するため、毎月定期的に、連絡調整会議を開催します。

子どもたちの年齢が上がるに従い、読書に親しむ機会が減少する傾向があることから、学校教育の中でも読書習慣の形成を図るため、各校の教職員との意識及び情報共有を図り、子どもの読書活動を支える体制づくりを進めてまいります。

第3次富里市子ども読書活動推進計画

発行・編集 令和 年 月 富里市教育委員会教育部図書館



〒286-0221 富里市七栄 653-1
電話 0476-90-4646（直通）
